都市マス　『大津町都市計画マスタープラン』ワークショップ

●問い合わせ　役場都市計画課　都市計画係　☎096(293)4011

町では、平成12年に策定した大津町都市計画マスタープランの見直しを行っています。この計画のうち「地域ごとの都市づくり」を検討する中で地域に精通している住民の皆さんを対象に意見を募集するためのワークショップを開催します。ワークショップには誰でも参加できますが、住んでいる校区の日時に参加をお願いします。

■中部地区①(大津小、室小、美咲野小校区)
●日時　7月20日(金)午後2時
●場所　町民交流施設(オークスプラザ)2階ふれあいホール

■中部地区②(大津小、室小、美咲野小校区)
●日時　7月20日(金)午後7時
●場所　町民交流施設(オークスプラザ)2階ふれあいホール

■北部地区(護川小、大津北小校区)
●日時　7月23日(月)午後7時
●場所　矢護川コミュニティセンター

■南部地区(大津南小、大津東小校区)
●日時　7月27日(金)午後7時
●場所　南小学校体育館

都市計画マスタープランとは
「土地利用(用途地域)」や「都市施設(道路、公園、下水)」、「市街地開発事業(土地区画整理事業)」などの、都市づくりに関する、都市計画法第18条の2に規定される計画で、今後の、都市づくりの指針となるものです。

障害福祉　ハートフルパスの手続きが7月から役場で可能に

●申し込み・問い合わせ　役場福祉課　障害福祉係　☎096(293)3510

公共施設や商業施設など、多くの施設に設置されている「障がい者等用駐車場」を適正に利用してもらうため、県では、障害のある人や要介護状態にある人などに、ハートフルパスを交付しています。今までは県庁や菊池保健所で受け付けていましたが、7月から申請と交付が役場の窓口でもできるようになりました。

●対象者
①身体障害者手帳を持っている人(等級や区分で制限があります)
②療育手帳の障害程度欄が「A1、A2」の人
③精神障害者福祉手帳の等級が「1級」の人
④介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の人
⑤指定難病医療受給者証を持っている人
⑥妊産婦で妊娠7カ月から産後3カ月の人
⑦けがなどで医師から歩行困難と認められた人

●必要なもの(対象者で異なります)
①～③各種障害者手帳、④介護保険被保険者証、⑤指定難病医療受給者証、⑥母子健康手帳、⑦医師による診断書

※申請書や診断書などの様式は役場にあります。対象要件や様式などは町ホームページにも掲載していますが詳しくはお問い合わせください。

工事案内　熊本空港で復興に向けた工事が始まります

●問い合わせ　国土交通省大阪航空局熊本空港事務局　☎096(232)2853

熊本空港では、平成34年度中に十分な耐震性を持つ新しいビルを建設する予定です。その2段階に分けた工事の一部が始まっています。熊本地震からの創造的復興のためにご理解とご協力をお願いします。

<構内道路切替え後
別棟ビル建設工事等の期間>
平成30年10月(予定)～平成32年3月末

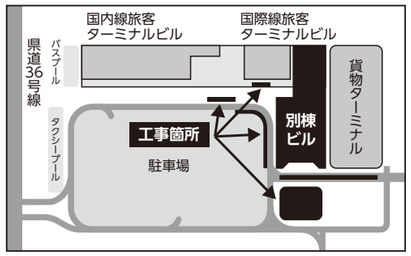

<構内道路切替え前　道路等工事期間>
平成30年6月頃～9月末(予定)

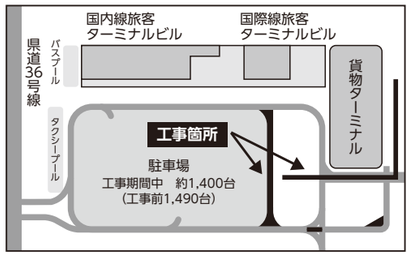

健康保険　後期高齢者医療保険証交付／国民健康保険高齢受給者証交付

●問い合わせ　役場健康保険課　国保・医療係　☎096(293)3114

後期高齢者医療制度の保険証交付

●新しい「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」を7月中に郵送で交付します。

●保険証の交付方法
①郵送
新しい保険証(黄色)を7月中に「簡易書留」で郵送しますので、8月1日からお使いください。
②直接交付(希望者のみ)
役場での直接交付を希望する人は、7月6日(金)までに役場に連絡してください。

●受け取りに必要なもの
保険証(青色)・印鑑・身分証明証(免許証など)
※別世帯の人が受け取る場合、「委任状」が必要です。

●古い保険証(青色)の処分
有効期限が7月31日(火)ですので、8月1日(水)以降、各自で適正に処分するか、役場に返納をお願いします。
※新しい保険証(黄色)に記載されている一部負担金の割合は、平成30年度町県民税の課税所得をもとに判定しています。

●新しい「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を交付します。

すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(青色)を持っている人で、8月からも引き続き該当する人は、保険証(黄色)と一緒に郵送します。8月1日からお使いください。
なお、入院していた人、現在入院中の人などでまだ「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人はお問い合わせください。
また、昨年度までは町県民税非課税世帯の方が対象でしたが、8月から3割負担の保険証を持っている人で、所得の区分に応じて「限度額適用認定証」が発行できる場合があります。希望する人はご相談ください。

国民健康保険高齢受給者証の交付

●新しい国民健康保険の「高齢受給者証」を7月中に郵送で交付します。

●高齢受給者証の更新
高齢受給者証(白色)は、毎年1回、前年中の所得により負担割合を判定して8月に切り替えを行います。更新手続きは必要ありません。
現在お持ちの国民健康保険証と一緒に使用してください。

●高齢受給者証の負担割合
70歳の誕生日を迎えた人は、翌月から前期高齢者となり(後期高齢者医療保険者を除く)、医療機関などの窓口での負担割合が2割※もしくは3割(現役並み所得者)になります。
※昭和19年4月1日以前に生まれた人は特例で負担割合が1割。

●その他
平成31年8月1日からは保険証と高齢受給者証は一体型になる予定です。

職業訓練　障害のある人を対象にした職業訓練

●申し込み・問い合わせ　県立高等技術専門校　☎096(297)9915

①【パソコン基礎科】
●対象者　身体(上肢・内部)、精神、発達、難病、高次脳障害
●定員　10人
●内容　パソコンの基礎操作からワード、エクセル、パワーポイントの基礎技術を身に付け、資格取得を目指す。
●募集期間
7月11日(水)～8月31日(金)
●訓練期間
10月2日(火)～12月27日(木)
●経費　テキスト代
(10，152円程度)
●場所　㈱インターネッツ(熊本市中央区九品寺)

②【ビジネス技能資格取得科　在職者訓練】
●対象者　身体(上肢・下肢・内部)、精神、発達、難病
●定員　5人
●内容　パソコン技能(ワード、エクセル)を習得し、資格取得を目指す。
●募集期限　8月31日(金)
●訓練期間
10月2日(火)～12月25日(火)
●経費　テキスト代
(3，000～6，000円程度)
●場所　NPO法人アイ・ネットワークくまもと(熊本市中央区水前寺)